

# 環境確保条例の自動車公害対策に係る主な内容

## 1 ディーゼル車排出ガス規制

ディーゼル車に対し、都独自の『粒子状物質（PM）排出基準』を設定。これに違反するディーゼル車の都内運行を禁止する（平成15年10月施行）。

- (1) 義務者：運行責任者（会社社長、事業主など）、荷主。
- (2) 対象車種：貨物車、バス、特種用途車（貨物車、バスをベースとしたものに限る）。
- (3) 新車登録から7年間は規制の適用を猶予。
- (4) 都が指定する装置（粒子状物質減少装置）を装着すれば、運行可能。  
都は「粒子状物質減少装置指定制度」を設けて、粒子状物質減少装置を普及する。

## 2 低公害車の普及拡大

- (1) 200台以上の自動車を使用する事業者（大規模事業者）に対して、低公害車の導入の義務づけ（平成17年度までに都が定める超低公害車に換算して5%以上）。
- (2) 自動車販売事業者に対して、自動車購入者への新車の排出ガス値や騒音値等の環境情報の説明の義務づけ。

## 3 アイドリング・ストップの義務化

- (1) 自動車運転者に対するアイドリング・ストップの義務づけと事業者に対する運転者へのアイドリング・ストップ周知の義務づけ。
- (2) 20台以上収容できる駐車場の設置者等に対する駐車場利用者へのアイドリング・ストップ周知の義務づけ。

## 4 燃料規制

重油混和燃料の使用による排出ガス中の粒子状物質などの増加を防ぐため、重油混和燃料等の使用と販売の禁止。

## 5 施策を推進し、実効性を担保する手段

- (1) 「自動車環境管理計画書」の作成等  
30台以上の自動車を使用する事業者に対して、低公害車の導入や自動車使用の合理化等を内容とする「自動車環境管理計画書」の提出と「実績報告」の義務づけ。
- (2) 自動車公害監察員（自動車Gメン）の設置  
事業所への立入検査や路上指導により、条例違反や重油混和燃料の使用等の取締り。
- (3) 罰則等（氏名公表、罰金）